

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する理事長声明

- 1 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）は、2013年（平成25年）12月に議員提出法案として国会に提出されたが廃案に終わっていたものとはほぼ同じ内容で、先の第189回通常国会に提出され継続審議となった。

本法案は、カジノ施設を含む特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の発展に寄与するとともに財政の改善に資するとして、その整備の推進に関する基本理念及び基本方針などを定めることなどを目的とするものであり、カジノ施設を含む特定複合観光施設区域の整備の推進を政府の責務とする。

特定複合観光施設においては、現在、刑法上の賭博罪に該当する行為として違法とされているカジノが合法化され、レクリエーション施設などと一体となった施設として運営される。

しかし、現在違法とされている賭博であるカジノを合法化するような正当な理由はなく、本法案を容認することは到底できないと当連合会は考える。

- 2 カジノ施設が設置されれば、ギャンブル依存症患者が増加する可能性がある。

厚生労働省が2014年（平成26年）に発表した報告書によれば、我が国におけるギャンブル依存症の推定有病率は、男性で8.8%、女性1.8%と極めて高く、潜在的なものを含めると多くのギャンブル依存症の患者が存在することが示されている。ところが、治療施設や相談機関の設置、社会的認知への取り組みなど、ギャンブル依存症に対する予防や治療体制は不十分な状況にある。このような現状下にあって、カジノを解禁する施策をとれば、ギャンブル依存症になる国民を増やすことにつながる。カジノを賭博罪の規制から外して合法化することに正当な理由を見いだすことはできない。

- 3 カジノ施設が設置されれば、多重債務問題の再燃が大いに危惧される。

社会問題となった多重債務問題の要因の一つとして、ギャンブルがあげられる。総量規制や金利規制を定めた貸金業法改正やこれに伴う多重債務者改善プログラムなどの対策の結果、多重債務者数も大幅に減少し、問題は改善されてきたところである。ところが、健全な施設の装いでギャンブルに誘因されるカジノの登場は、多重債務問題を再燃させかねない。

- 4 上記のほかにもカジノ施設が設置されれば、①暴力団員その他不適当な者のカジノ施設に対する関与、②犯罪の発生、③風俗環境の悪化、④青少年の健全育成への悪影響など様々な弊害が予想される。本法案自体がそのことを

想定している（本法案10条。）。弊害がこれほどに予想されるにもかかわらずカジノを解禁することは賭博について刑事罰をもってまで禁止してきた趣旨に反する。

- 5 本法案推進者らは、カジノ解禁による経済効果を喧伝するが、客観的な検証はされていない。むしろ、カジノでの出費により多重債務に陥ったり、老後の資金等としての貯蓄が奪われることなどによる新たな経済的弱者の発生が懸念され、増加するギャンブル依存症患者に対する対策も必要になる。このような問題に対処するための社会的コストの発生は容易に予想され、そのような社会的コストをも考慮すると、これを上回る経済効果が、カジノ解禁に存在するのか甚だ疑問である。

そして、仮に、たとえカジノ解禁による何らかの経済効果が認められようとも、ギャンブル依存症患者の増加、多重債務問題の再燃、暴力団員らの関与、犯罪の発生、風俗の悪化、青少年への悪影響などの様々な弊害を招来する危険に鑑みれば、カジノ解禁はなされるべきではない。

- 6 以上のとおり、刑法により禁止された賭博であるカジノを解禁し、推進する本法案について、当連合会は、ここに強く反対の立場を表明すると共に、本法案の速やかな廃案を求める。

2015年（平成27年）10月28日
近畿弁護士会連合会
理事長 元 永 佐緒里